

## 水質基準及び水質管理目標設定項目に関する

### パブリックコメント（Vo.1）【厚生労働省】

水道法における「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」の一部改正案について平成 21 年 10 月 21 日付で 厚生労働省健康局水道課に関する意見の募集（いわゆるパブリックコメント）がされた。

そのほか、「資機材等の材質に関する試験」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正も含まれる。

\*参照リンク：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/public/public.html>